

令和7年度ひたちなか市お試し移住事業業務委託

公募型プロポーザル実施要項

1. 業務の目的

市外から本市に移住を検討している方を対象に、お試し移住体験を提供することにより、生活環境や都内への距離感などをはじめとする、本市への理解度を高めてもらい、将来の移住へとつなげることを目的とする。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 令和7年度ひたちなか市お試し移住事業業務委託
- (2) 納入場所 ひたちなか市企画部企画調整課
- (3) 業務内容 別紙「令和7年度ひたちなか市お試し移住事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで
- (5) 委託上限額 479,000円（消費税を含む）

3. 公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

本業務においては、価格のみによる競争では、目的を達成できない事業者が選定されるおそれがあることから、より広く専門的な知識・経験を有する事業者からの提案を募り、受託候補者を評価・選定するためにプロポーザル方式によって行う。

4. 業務スケジュール

実施内容	期日等
(1) 公募開始	令和7年4月23日（水）
(2) 質問の締切	令和7年4月28日（月）正午必着
(3) 質問に対する回答	令和7年5月2日（金）までに順次
(4) 参加申込書受付締切	令和7年5月13日（火）午後5時必着
(5) 参加資格要件確認結果通知送付	令和7年5月16日（金）
(6) 企画提案書等の提出締切	令和7年5月26日（月）正午必着
(7) 審査（書類審査）	令和7年5月27日（火）～6月5日（木）予定
(8) 審査結果通知送付	令和7年6月9日（月）予定
(9) 契約締結	令和7年6月17日（火）予定

5. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当するものでないこと。
- (3) ひたちなか市物品調達等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成20年告示第126号）別表各項に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしているものでないこと。
- (5) 地方税及び国税について滞納がないこと。
- (6) 財務状況等から本業務を遂行することができないおそれがないと判断するもの。
- (7) ひたちなか市暴力団排除条例（平成24年条例第28号）第2条第1号から同条第3号に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等にあてはまるものでないこと。
- (8) 宗教活動及び政治活動を目的としているものでないこと。

6. 参加申込の手続

- (1) 事務局（問い合わせ先）

〒312-8501 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号

茨城県ひたちなか市企画部企画調整課（本庁舎3階）

電 話 029-273-0111 / FAX 029-275-1877

メール kikaku@city.hitachinaka.lg.jp

- (2) 提出書類

番号	提出書類名	提出上の注意
①	参加申込書（様式第1号）	契約時に使用する印鑑を押印のこと。
②	法人概要書（様式第2号）	
③	業務実績報告書（様式第3号）	
④	商業登記事項証明書又はその写し	発行3か月以内のものであること。
⑤	地方税及び国税に滞納が無いことの証明書	○地方税（写し可：法人市民税） ○国税（写し可：法人税及び消費税（地方消費税含む）） ※いずれも発行3か月以内のものであること。
⑥	直前事業年度の財務諸表の写し または、それに代わる財務状況の確認がとれる書類の写し	
⑦	印鑑証明書の写し	発行3か月以内のものであること。
⑧	その他市長が必要と認める書類	

※ひたちなか市物品調達入札参加有資格者名簿に登載されている事業者については、提出書類の④～⑦は省略できるものとする。

- (3) 提出方法
郵送又はメールにより， 6－（１）の事務局あてに提出すること。
- (4) 提出期限
令和 7 年 5 月 1 3 日（火）午後 5 時必着
- (5) 提出部数
各書類 1 部を提出すること。
- (6) 書類の配布
プロポーザル実施要項，仕様書及び提出書類等各種様式については，令和 7 年 5 月 1 3 日（火）まで， 6－（１）の事務局及びひたちなか市ホームページ上で配布する。
- (7) 参加資格要件確認結果の通知
参加資格要件確認結果の通知については，令和 7 年 5 月 1 6 日（金）までに送付する。

7. 質問及び回答

- (1) 質問
 - ①質問方法 質問書（様式第 5 号）を郵送，メール又は F A X により， 6－（１）の事務局あてに送付し，必ず事務局へ受信確認の連絡を行うこと。
 - ②受付期間 令和 7 年 4 月 2 3 日（水）から令和 7 年 4 月 2 8 日（月）正午必着
- (2) 回答
 - ①回答方法 ひたちなか市ホームページ上に記載し，個別での回答はしない。
 - ②回 答 日 令和 7 年 5 月 2 日（金）までに順次回答する。

8. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

番号	提出書類名	提出上の注意
①	企画提案書（任意様式）	作成にあたっては，別紙「令和 7 年度ひたちなか市お試し移住事業業務委託企画提案書作成要領」を参照すること。
②	業務執行体制（様式第 4 号）	
③	見積書（任意様式）	

- (2) 提出方法
①～③の提出書類は全て P D F 化し， 1 つのファイルに結合したうえで，メールにより 6－（１）の事務局に提出すること。
- (3) 提出期限
令和 7 年 5 月 2 6 日（月）正午必着

9. 審査・選定方法

- (1) 公募型プロポーザル方式により，受託候補者を 1 者選定する。
- (2) 企画提案書の提出者（以下，「提案事業者」という。）が，提出した企画提案書の内容をも

とに書類審査を行うものとする。

- (3) 令和7年度ひたちなか市お試し移住事業業務委託プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が、別紙「令和7年度ひたちなか市お試し移住事業業務委託審査基準書」に基づき、企画提案書及び契約の誠実な履行に関わる参加者の体制を含めた総合的な審査を行う。なお、選定委員会が必要と判断した場合は、企画提案内容について後日質疑を行うことがある。
- (4) 選定委員会の委員（以下、「選定委員」という。）による審査の結果、各選定委員の評価点の合計点数が最も高い者を受託候補者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らなかった場合は、次に評価点の高い者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計点数が同点の場合は、選定委員の合議による優劣の比較審査を行い、評価項目に加算もしくは減算を行い、合計点数の優劣をつけ受託候補者を決定するものとする。
- (6) その他
次の①から⑥までのいずれかに該当した場合には、失格とする。
①6－（2）又は8－（1）の提出書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
②6－（2）又は8－（1）の提出書類に虚偽の記載があった場合
③見積金額が委託上限額を超過している場合
④審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合
⑤企画提案にあたり、著しく信義等に反する行為があったと市が認める場合
⑥その他、誠実な契約の履行が望めないと市が認める場合

10. 選定結果の通知・公表

審査結果は、審査作業終了後、全ての提案事業者に書面で通知する。なお、通知予定日は、令和7年6月9日（月）とする。

また、審査結果通知日の同日、次の項目をひたちなか市ホームページ上に公表する。

- ・受託候補者の名称、点数
 - ・受託候補者以外の点数（点数の高い順）
- （受託候補者以外の参加事業者の名称と点数は関連付けない。）

11. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

受託候補者とひたちなか市の間で、委託内容、委託金額等について調整を行い、双方の合意が得られた場合、契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約締結にあたっては、受注者はひたちなか市財務規則（平成6年規則第41号）第147条第1項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。

ただし、同規則第147条第1項各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(3) その他

- ①契約代金の支払は、目的物の引渡しが行った後に行うものとする。

- ②受託候補者が、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を明記した辞退届を提出するものとする。なお、この場合においては、次順位者を受託候補者とするものとする。

12. その他

(1) 提出書類の取扱い

- ①提出された書類は、返却しない。
- ②提出された書類の訂正・差替えは、市が指示した場合を除き、認めない。
- ③提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、ひたちなか市情報公開条例の規定に基づき対応する。
- ④提出された書類は、受託候補者審査作業において必要な範囲で複製する場合がある。

(2) その他

- ①本プロポーザルに係る費用については、全て参加事業者の負担とする。
- ②6－(2)の提出書類の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和7年5月26日(月)正午までに参加辞退届出書(様式第6号)を提出するものとする。
- ③企画提案書及び見積書は、1参加者につき1提案に限るものとする。
- ④参加事業者が1者のみであった場合でも、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。